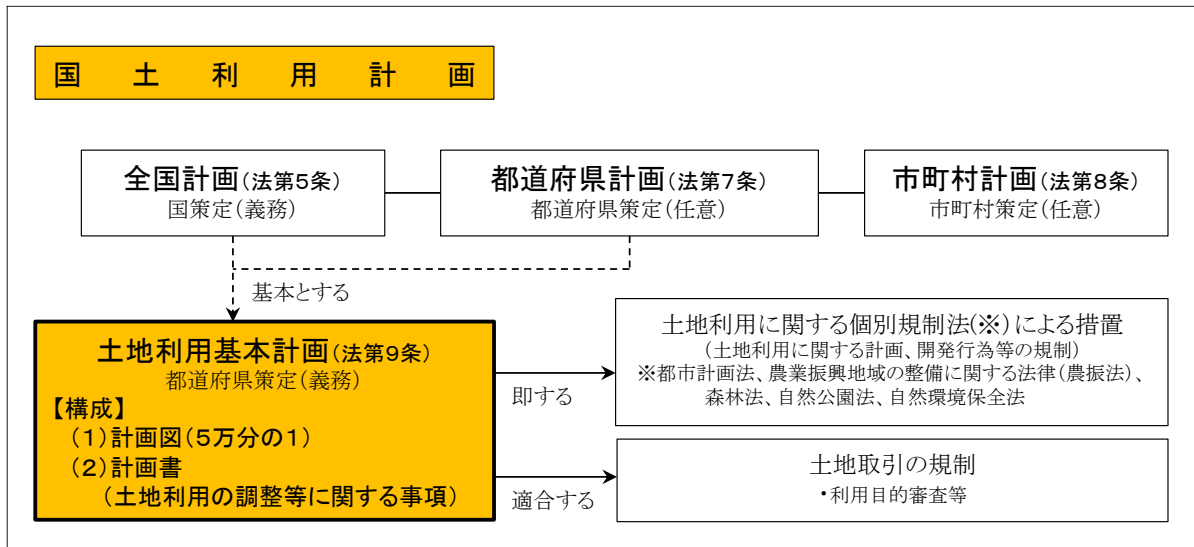


山口県土地利用基本計画書の概要

計画の位置づけ等

山口県の区域における国土(県土)について、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うとともに、各種の土地利用に関する計画の総合調整を図る計画として、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画)を基本として策定。

【計画体系】



改定の経緯

国土利用計画法に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項について定める「第六次国土利用計画(全国計画)」が令和5年(2023年)7月に閣議決定されたことから、同法に基づき県が定める「山口県土地利用基本計画書」の改定を行うもの。

山口県土地利用基本計画書の構成

- はじめに
- 1 県土の利用に関する基本構想
県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題及び県土利用の基本方針
- 2 必要な措置の概要
1で示した事項を実現するために必要な県土利用・管理等に関する措置の概要
- 3 土地利用の原則
五地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)の各地域の設定趣旨に基づく、それぞれの関係法令等の運用基準からみた土地利用上の基本的事項
- 4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
重複地域における土地利用の優先順位や土地利用の誘導方向等
- おわりに

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の現況

- ・ 分散型の都市構造
- ・ 豊かで恵まれた自然環境を有する一方、山陽沿岸部では臨界工業地帯を形成
- ・ 森林面積の割合が大きく、平地が乏しい
- ・ 都市と農山漁村が近接、中山間地域が県土面積の約7割を占める

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

①人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応

- ✓所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加
- ✓担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加が懸念 等

②大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

- ✓気候変動の影響により、風水害の激甚化・頻発化が懸念
- ✓巨大地震や津波による甚大な被害の発生の可能性 等

③自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

- ✓良好な自然環境の喪失・劣化、生物多様性の損失
- ✓再生可能エネルギーの導入と地域社会との共生が課題 等

上記に共通する課題

④デジタルの徹底活用

⑤多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

(3) 県土利用の基本方針

(2) で示した変化と課題を踏まえ、次の5つの基本方針を推進し、**持続可能で自然と共生した県土利用・管理**を目指す。

① 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

- ・ 低未利用土地や空き家利用の円滑化、効率化、適正管理
- ・ 地域の持続性確保につながる土地利用転換、地域の合意形成に基づく土地管理方法の転換
- ・ 都市機能や居住の集約化による郊外への市街地の無秩序な拡大の抑制
- ・ 農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生防止、解消及び効率的な利用
- ・ 水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全の推進、地域と共生した再エネ施設の設置 等

② 土地本来の災害リスクを踏まえた適切な県土利用・管理

- ・ 災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限
- ・ ライフライン等の多重性・代替性確保
- ・ 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり 等

③ 健全な生態系の確保によりつなげる県土利用・管理

- ・ 優れた自然環境の保全・再生
- ・ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再エネ導入促進
- ・ 地域の個性ある美しい景観の保全・再生・創出による魅力ある地域づくり 等

④ デジタル技術の徹底活用による県土利用・管理の効率化・高度化

- ・ デジタルデータ・リモートセンシング等の活用、課題に応じたデジタル技術の開発、実装の推進
- ・ 各主体が所有するデータの積極的公開と利活用促進 等

⑤ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

- ・ 地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組の促進 等

(4) 地域類型別の県土利用の基本方向

類 型	基 本 方 向 ※各地域は相互に貢献・連携
都市	<p>人口減少下でも必要な都市機能を確保するとともに、環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市形成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ハザードエリアにおける開発抑制や安全な地域への都市機能や居住の集約化 ○ 低未利用土地や空き家の利活用による土地利用の効率化、適正な管理 ○ 災害に強い都市構造等の形成、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり ○ グリーンインフラとしての都市部の緑地活用や自然環境の保全・再生
農山漁村	<p>生産と生活の場だけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養等、農山漁村が有する様々な機能の維持等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域等における集落機能の維持・強化 ○ 農用地の保全等による活性化 ○ デジタル技術を活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の取組拡大 ○ 森林サービス産業等の育成による山村価値の創造
自然維持地域	<p>原生的な自然地域など、自然環境の適切な保全・再生を図るとともに、外来種等による生態系への被害防止などの対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な生態系ネットワーク化の促進 ○ 都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じた自然環境の保全・再生・活用

(5) 利用区分別の県土利用の基本方向

区 分	基 本 方 向
農地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保 ○ 市街化区域内農地の計画的な保全・利用
森林	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の適切な整備・保全 ○ 都市及びその周辺の森林: 緑地として保全・整備 ○ 農山漁村集落周辺の森林: 地域社会の活性化等に配慮し適正に利用 ○ 原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等: 適正に保全
原野等 (原野及び採草放牧地)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な自然環境を形成する原野の保全、再生 ○ その他の原野等の適正な利用
水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の安全性向上のための整備・管理や安定した水供給のための水資源開発等に要する用地の確保 ○ 施設の適切な維持管理・更新等による既存用地の持続的な利用
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間の対流促進、安全性の向上等に必要一般道路用地の確保 ○ 生産性向上と適正な管理に要する農道・林道用地の確保 ○ 施設の適切な維持管理・更新を通じた既存用地の持続的な利用 ○ 環境保全に配慮した整備
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅ストックの質向上、良好な住環境の形成 ○ 都市の集約化に向けた居住の誘導、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限 ○ 農地や森林等からの転換を抑制
工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場の立地動向等を踏まえた用地の確保、工場跡地の有効利用 ○ 環境保全に配慮した利用
その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済のソフト化・サービス化の進展に対応した事務所・店舗用地の確保 ○ 地域の判断を反映した大規模集客施設の適正な立地の確保 等
その他 (公用・公共用施設の用地 ・低未利用土地等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民生活上の重要性等を踏まえた公用・公共用施設の必要な用地の確保 ○ 空き家・空店舗の活用、まちなか立地へ配慮した施設整備 ○ 都市の低未利用土地は居住用地等として再利用するほか、防災用地等、居住環境の向上などの観点から積極的に活用 ○ 荒廃農地は再生可能なものは農地として積極的に活用、再生困難な場合は新たな生産の場として活用等、農地以外への転換を推進 等
沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的かつ広域的な視点により総合的に利用 ○ 生物多様性の確保、良好な景観を保全・再生・創出 ○ 漂着、漂流・海底ごみ対策等の実施、安全性向上等のための海岸保全の推進

2 必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- 土地利用に関する諸計画による土地利用の計画的な調整を推進

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

- 市街地の低未利用土地や空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用
- 公共・公益施設の共同溝収容・無電柱化等を通じた道路空間の有効利用、良好な道路景観の形成
- 企業ニーズや県内各地の地域特性を踏まえた工業用地の計画的な整備や未分譲地、跡地等の有効利用
- 転換後の復元の難しさ等に留意し、自然的、社会的条件等を勘案した適正な土地利用転換
- 大規模な土地利用の転換は、地域づくりの総合的な計画等との整合を図り、適正に実施
- 土地利用のまとめり確保による農地と宅地等相互の土地利用の調和、土地利用関連制度の的確な運用等による秩序ある土地利用
- 地方創生の観点から、地域の合意形成に基づき積極的な土地利用の最適化を推進

(3) 県土の保全と安全性の確保

- 自然災害への対応や防災の取組の推進
 - ・ 治水施設等の整備・維持管理、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握・公表等
 - ・ 水の効率的な利用と有効利用、水インフラの適切・戦略的な維持管理、安定した水資源の確保の対策
- 森林の有する多面的機能の維持・向上
 - ・ 適切な保育・間伐等の森林整備、保安林の適切な配備・保全等
- 代替機能の整備や多重性・代替性の確保などによる中枢管理機能やライフライン等の安全性向上
- 都市における防災・減災対策の推進
 - ・ 地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、公園等の活用による避難地等の整備、住宅等の耐震化、道路における無電柱化等

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- 行為規制等による自然環境の保全、劣化した自然の再生・創出
- 希少種等の野生生物に配慮した土地利用
- 流域レベル等での生態系の保全・再生
- 自然環境等の保全に必要な調査研究、基礎資料整備等の適切な実施
- 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進
- 優れた自然景観等の地域資源を活用した地域産業の振興
- 鳥獣被害防止、侵略的外来種の定着・拡大防止対策の推進
- 地域におけるカーボンニュートラルの実現のための取組
- 生活環境や水質保全等に配慮した工場・事業所等の計画・操業の推進
- 3Rの推進等による持続可能な資源利用
- 総合的な土砂管理の取組の推進等による海岸の保全
- 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出
- 歴史的風土の保存のため開発行為等の規制等

(5) 持続可能な県土管理

- 都市の集約化に向け、都市機能や居住の中心部や生活拠点等への誘導等の推進
- 優良農地の確保、農地の多面的機能の発揮
 - ・ 農業生産基盤の整備、農地の集積・集約による農業の担い手の育成・確保
 - ・ 企業参入等による利用度の低い農地の有効利用
 - ・ 農業の雇用創出、農山漁村発イノベーションの取組推進
- 森林資源の多面的機能を持続的で適切に発揮するための適正な利用・管理
 - ・ 県産木材の利用促進等による木材需要の拡大、人工林の再造林・間伐等による森林整備
- 健全な水循環の維持・回復に向けた施策の推進

(6) 多様な主体による県土利用・管理の推進

- 住民自らが目指すべき将来像を見据え、地域の合意形成に基づいた土地管理方法の転換等の取組推進
- 所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の管理に参画する取組の推進

(7) 県土に関する調査の推進

- 緊急性の高い地域を中心とする計画的な地籍調査、自然環境等の各種調査の推進、調査結果の普及啓発

(8) 計画の効果的な推進

- 各種指標等の活用による計画推進上の課題の把握、国・市町等と適切な連携を図り、効果的な施策を実施

3 土地利用の原則

土地利用を五地域に区分し、それぞれの特性等を踏まえた適正な管理を実施する。

区分	利用の原則	細区分
都市地域 【都市計画法に基づく都市計画区域】	一体の都市として総合的に開発、整備、保全する	・市街化区域 ・市街化調整区域 ・その他の都市計画区域
農業地域 【農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域】	総合的に農業振興を図る	・農用地区域 ・農用地区域以外の農業振興地域
森林地域 【森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象民有林】	林業振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る	・保安林 ・保安林以外の森林地域
自然公園地域 【自然公園法に基づく自然公園地域等】	優れた自然の風景地の保護・利用増進を図る	・特別保護地区 ・特別地域 ・その他の自然公園地域
自然保全地域* 【自然環境保全法に基づく自然保全地域等】	良好な自然環境の保全を図る	・特別地区 ・その他の自然保全地域

*自然保全地域は、本県において、現在指定なし

4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域が重複する地域における優先順位等を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図る。